

(非公式訳)



投資委員会事務局布告

第 Por2/2558 号

件名:奨励プロジェクトでの未熟練外国人労働者使用の許可

奨励プロジェクトにおける現場レベルでの労働者不足問題を軽減させるために 1977 年  
投資促進法第 11 条および第 18 条の権限に基づき、2014 年 12 月 25 日における投資委員会の  
承認により、事務局は以下の通り発布する。

1. 2016 年 12 月 31 日まで奨励プロジェクトにおいて合法的な未熟練外国人労働者の  
使用を許可する。
2. 奨励プロジェクトにおいて未熟練外国人労働者を使用する場合、諸関係政府機関  
の未熟練外国人労働者の使用に関する法律および規定を遵守しなければならない。

布告日:2015 年 1 月 19 日

(ヒランヤ・スジナイ)

投資顧問

投資委員会事務局長代行